

令和元年5月31日
(照会先)
リスク統括部
リスク統括部長 川田 高寛
(電話直通 03-6892-7744)
経営企画部広報室
広報室長 山田 勝
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成31年4月分)について

平成31年4月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（平成31年4月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。

II 状況

事務処理誤りについては1～7のとおりです。

1 平成31年4月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、平成31年度に発生した事務処理誤りが6件、平成30年度が40件、平成29年度が15件、平成28年度が6件、平成27年度が5件、平成26年度以前が40件、合計112件（市区町村において発生した14件、委託業者等が発生させた11件を含む）となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な97件について、一覧で事象をお示ししています。

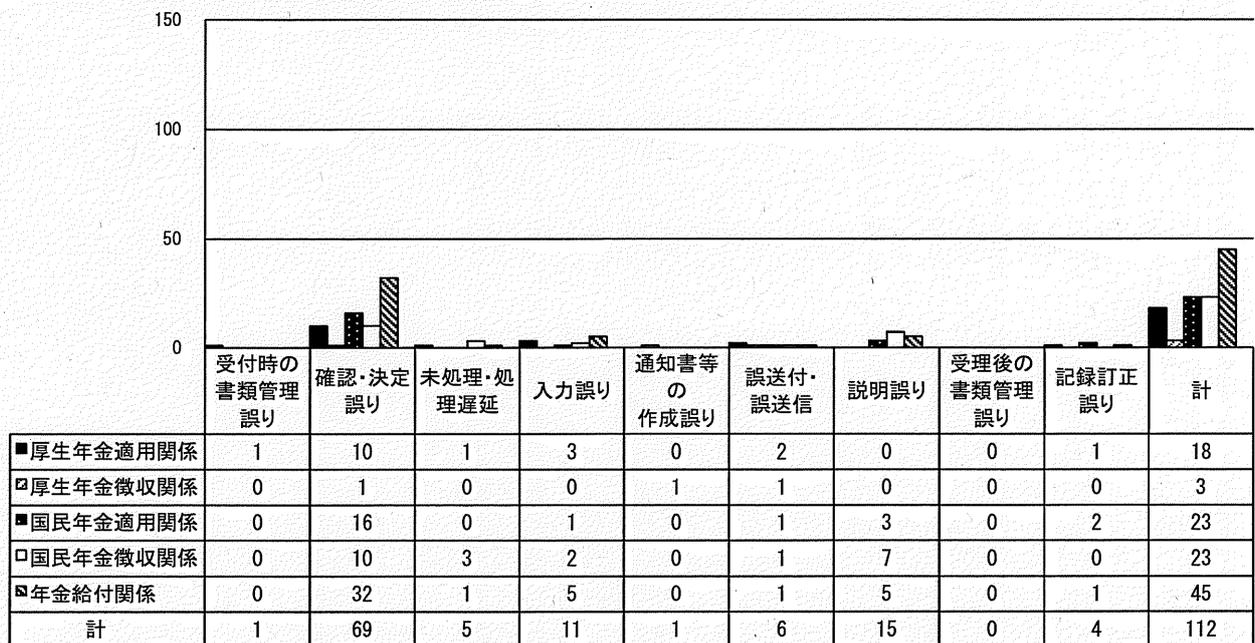
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	合計
件数	29(1)	0	1	3(1)	0	1(1)	1	5(2)	5(1)	6	15(4)	40(12)	112(25)
割合	25.9%	0.0%	0.9%	2.7%	0.0%	0.9%	0.9%	4.4%	4.4%	5.4%	13.4%	35.7%	100.0%

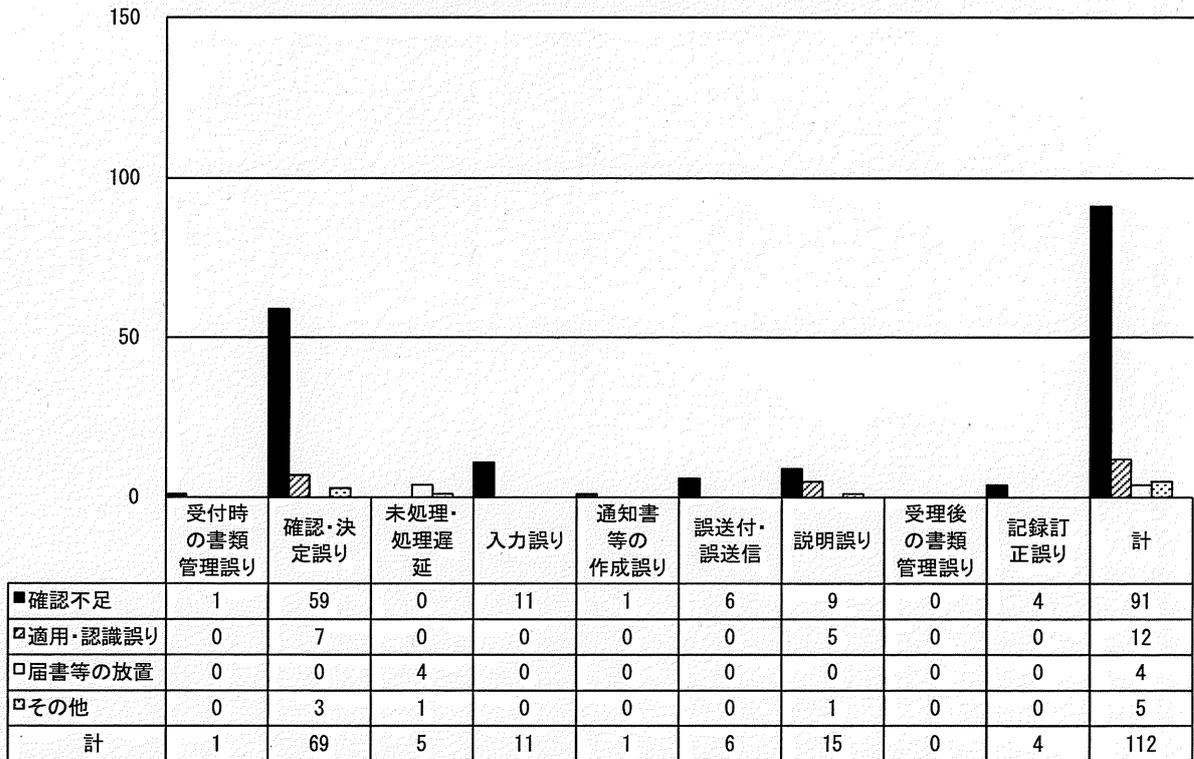
← 社会保険庁時代に発生 →

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

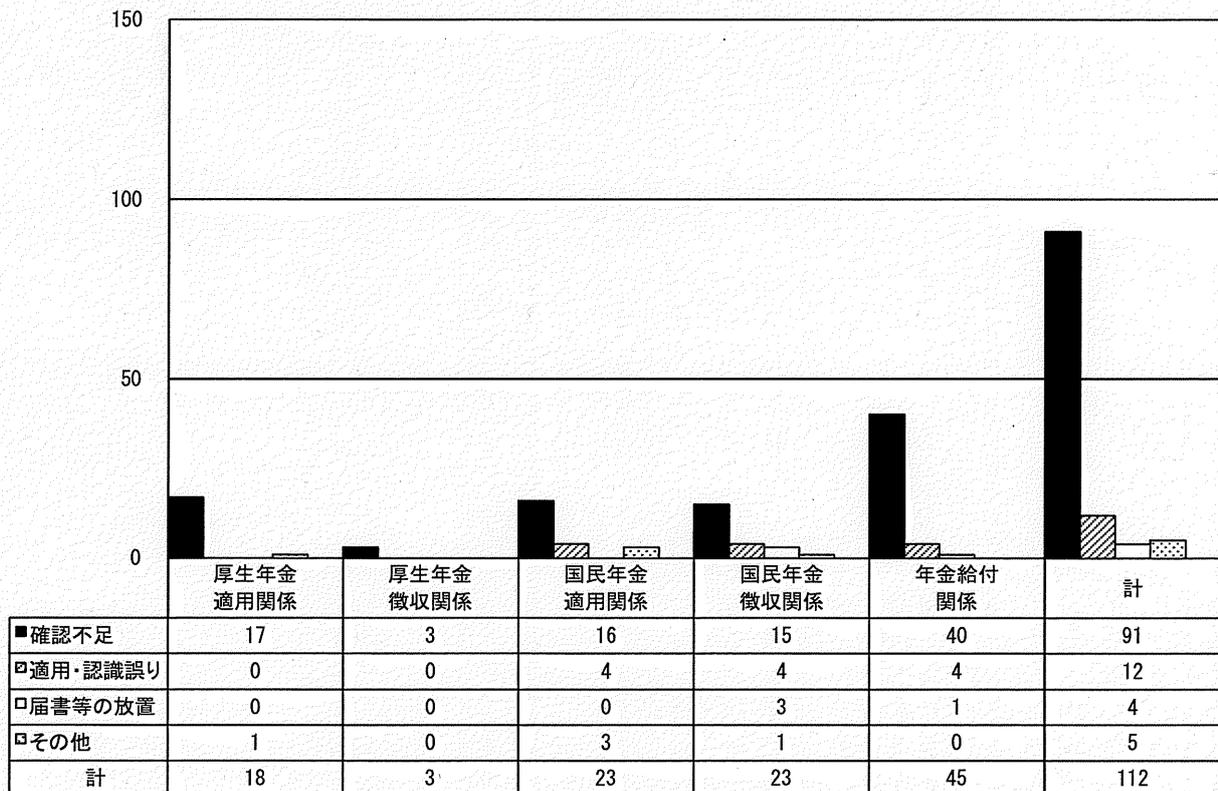
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



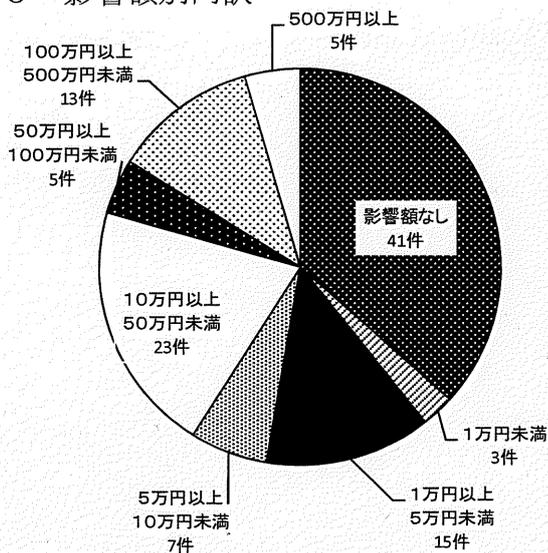
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

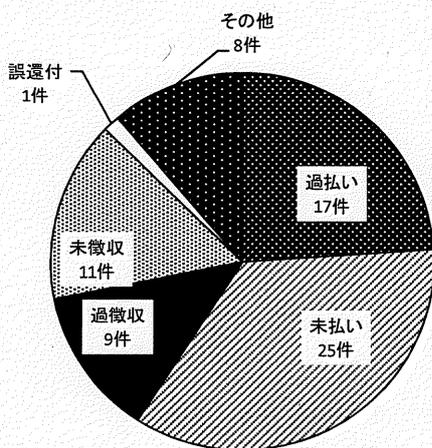


5 影響額別内訳



影響額	制度	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	計
影響額なし		8	2	11	12	8	41
1万円未満		0	0	2	0	1	3
1万円以上 5万円未満		3	0	6	4	2	15
5万円以上 10万円未満		1	0	2	2	2	7
10万円以上 50万円未満		3	0	1	4	15	23
50万円以上 100万円未満		0	0	0	0	5	5
100万円以上 500万円未満		3	1	0	1	8	13
500万円以上		0	0	1	0	4	5
計		18	3	23	23	45	112

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	17件	9,749,880	573,522
未払い	25件	69,574,428	2,782,977
過徴収	9件	1,996,708	221,856
未徴収	11件	5,590,958	508,268
誤還付	1件	15,590	15,590
その他	8件	9,318,678	1,164,834
計	71件	96,246,242	1,355,580

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

過払いと過徴収	2件	50,525円
未払いと過徴収	3件	5,797,798円
過徴収と未徴収	3件	3,470,355円

7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	65件	58.0%
外部	47件	42.0%
計	112件	100.0%

Ⅲ 「振替加算の総点検」に関する対応状況

平成29年9月13日に公表した振替加算の総点検に関する令和元年5月31日時点の対応状況は以下のとおりです。

(1) 振替加算の加算漏れとして公表した105,963人の対応状況

- ・ 支払いが完了した方 105,117人 (605.3億円)
- ・ 支払いが完了していない方 846人 (※)

※支払いが完了していない方は年金の選択関係の確認が必要な方、すでにお亡くなりになられているため振込先を確認する必要がある方等です。これらの方には確認ができ次第順次お支払いを行ってまいります。

(2) 配偶者に加給年金が支給されているが、ご本人からは「生計維持関係がない」と申告があった方への対応状況

- ・ 「生計維持関係がない」と申告があったお客様へ再確認を行ったところ、65歳時点での生計維持関係が確認できたため、振替加算をお支払いした方

令和元年5月支払 39人 (0.3億円)

(参考：平成30年2月から令和元年5月までの累計 24,033人 (137.8億円))

(3) 過去に時効を援用し振替加算のお支払いをした方への対応状況

- ・ 振替加算の総点検における事例4 (※) に該当するが、届出が遅れたことを理由に時効を援用し振替加算のお支払いをしていたため、時効消滅した振替加算の未払い分を時効を援用せずに追加でお支払いした方

令和元年5月支払 0人 (0円)

(参考：平成30年1月から令和元年5月までの累計 48人 (0.7億円))

※妻の特別支給の老齢年金の請求時に夫の共済年金の支給が決定されていなければ、妻65歳時に生計維持関係などを届け出る義務があった。(夫と妻が逆の場合も同様。) なお、振替加算の総点検を契機に見直しが行われ当該届出事務は現在廃止されている。

IV 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況

平成29年12月20日に公表した「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において事象毎に分類した事象のうち対象者を機構においてシステムで特定することができる事象等については、今後の事象毎に抽出プログラムを作成して、対象者を特定の上、順次個別に連絡を行い、必要な対応を実施しております。当月に対応した案件及び件数等は、以下のとおりです。

項番	事象	お客様への影響 (未・過払の別)	令和元年5月分		(参考)平成30年4月からの累計	
			対応件数	影響金額※	対応件数	影響金額
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	未払い	2件	98万円	367件	7,213万円
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	未払い	3件	381万円	1,545件	12.1億円
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	過払い	2件	259万円	144件	1,169万円
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	過払い	2件	160万円	82件	422万円
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	未払い	2件	35万円	167件	3,257万円
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	過払い	0件	0円	9件	188万円
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	未払い	1件	4万円	238件	3,815万円
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	未払い	2件	65万円	10件	969万円
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	未払い	0件	0円	10件	105万円
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	未払い	0件	0円	1,402件	9,915万円
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	過払い	2件	238万円	10件	317万円
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	過払い	1件	362万円	7件	464万円
21	遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ	未払い	119件	6,628万円	119件	6,628万円
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	過払い	0件	0円	62件	58万円
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	未払い	0件	0円	19件	4,175万円
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	過払い	0件	0円	8件	26万円
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	過払い	2件	183万円	15件	1,047万円
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	未払い	124件	1,023万円	20,477件	8.3億円
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	未払い	0件	0円	237件	9,148万円
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	未払い	5件	481万円	225件	8.6億円
34	二以上事業所勤務届が提出されていない場合の年金額の計算誤り	未払い	6,159件	8,700万円	38,959件	7.6億円
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	未払い	0件	0円	730件	1.2億円
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	未払い	193件	4.8億円	215件	5.3億円

※影響金額は、未払いの場合は支払うべき事実が発生した時点まで遡って計算し、過払いの場合は過払い発生から5年以上経過している場合には5年前までの額を計算しています。

※上記の他、項番9、項番29については、本人に届書を提出していただくためのお知らせ文書の送付を開始しています。

※項番34は、「事務処理誤り等（平成30年6月分）について」（平成30年7月31日公表）のシステム事故等一覧に記載の事項です。

※項番35、項番36は、平成29年12月20日に公表した事象の対象者をシステムで特定する作業を行う中で判明した事象です。

○日本年金機構の平成31年4月分の事務処理誤り一覧(1～16ページ)

- | | | |
|-------------|-----------|------------|
| 1. 厚生年金適用関係 | 1P | 整理番号 1～15 |
| 2. 厚生年金徴収関係 | 4P | 整理番号 16～18 |
| 3. 国民年金適用関係 | 5P | 整理番号 19～37 |
| 4. 国民年金徴収関係 | 8P | 整理番号 38～56 |
| 5. 年金給付関係 | 11P | 整理番号 57～97 |

(参考)「IV 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要(17～19ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	秋田	大曲	2019年 4月5日	2019年 4月18日	○事業所から問合せがあり、資格取得届の受付処理時に確認を誤り、他の事業所の資格取得届と混合したため、他の事業所の資格取得届として処理がされ、保険証が送付されていることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した保険証を回収し、訂正処理を行い正しい事業所に送付しました。 ●担当部署において、届書の受付処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
2			徳島	徳島南	2019年 4月10日	2019年 4月22日	○事業所から問合せがあり、資格取得届の受付処理時に事業所整理記号の確認を誤り、他の事業所の事業所整理記号としたため、他の事業所の資格取得届として処理がされ、保険証が送付されていることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した保険証を回収し、訂正処理を行い正しい事業所に送付しました。 ●担当部署において、届書の受付処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
3			福岡	福岡広域 事務センター	2015年 4月21日	2018年 11月19日	○年金事務所から連絡があり、本人記録であることの確認不足により、誤った基礎年金番号で資格取得届を処理していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の基礎年金番号の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
4			兵庫	事務センター	2017年 9月14日	2018年 12月20日	○担当部署で確認したところ、算定基礎届における報酬月額の内訳及び平均額の確認不足により、前年と同じ報酬月額の内訳及び平均額としたため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、算定基礎届における報酬月額の内訳及び平均額の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	2,177,640
5	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	埼玉	埼玉広域 事務センター	2014年 10月24日	2018年 3月19日	○担当部署で確認したところ、賞与支払届を処理する際の確認が不足し、処理エラーとなった分の処理を行わなかったことから、老齢厚生年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、入力処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、エラー分を含めた処理結果の確認を徹底するよう周知しました。	24名	未払い	10,932
6			福岡	博多	2005年 12月26日	2017年 10月12日	○内部点検において、賞与支払届の賞与額の確認不足により、賞与額を誤って処理したため、保険料の過徴収及び誤った賞与額による老齢厚生年金の在職支給停止が行われ、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険料の還付の処理がされたことと正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、賞与支払届の賞与額の確認を徹底するよう指導しました。	1事業所 1名	その他	392,986
7	資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域 事務センター	2019年 1月29日	2019年 2月26日	○お客様から問合せがあり、資格喪失届の資格喪失日の確認不足により、資格喪失日を誤って処理したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、資格喪失届の資格喪失日の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	144,288

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
8	70歳以上被用者関係届書の誤り	入力誤り	京都	事務センター	2018年 8月22日	2018年 10月19日	○事業所から問合せがあり、委託業者の70歳被用者算定基礎届の報酬月額の確認不足により、報酬月額を誤って入力したため、高齢厚生年金の在職支給停止が行われず、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●委託業者に対し、70歳被用者算定基礎届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	過払い	98,379
9			埼玉	大宮	2018年 8月10日	2018年 9月28日	○内部点検において、算定基礎届の報酬月額の確認不足により、報酬月額を誤って入力したため、誤った報酬月額による高齢厚生年金の在職支給停止が行われ、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、算定基礎届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	23,770
10	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	京都	事務センター	2017年 7月29日	2019年 2月5日	○担当部署で確認したところ、賞与支払届について確認不足により、二以上事業所勤務被保険者にかかる賞与支払届の処理を不要としたため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。入力処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、二以上事業所勤務被保険者にかかる賞与支払届について処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	447,330
11	厚生年金適用関係届書の誤り	確認・決定誤り	鹿児島	川内	1992年 5月8日	2018年 10月12日	○担当部署で確認したところ、厚生年金第4種期間の資格喪失処理における年金記録の確認不足により、加入可能期間を超過した資格喪失日に誤って決定したため、保険料の過徴収及び記録訂正による国民年金保険料の未徴収があることが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。また、国民年金保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、厚生年金第4種期間の資格喪失処理における年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	2名	その他	1,079,200
12			徳島	徳島南	2016年 10月1日	2018年 12月17日	○担当部署で確認したところ、平成28年10月の標準報酬月額の下限定時において、報酬月額の確認不足により、誤って従前の標準報酬月額で決定したため、保険料の過徴収及び年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所及びお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険料は還付し、年金の過払いはお返しいただくこととなりました。 ●担当部署において、標準報酬月額の下限定時における報酬月額の確認を徹底するよう指導しました。	2事業所 2名	その他	34,465
13	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	長野	松本	2019年 3月25日	2019年 3月26日	○担当部署で確認したところ、封入・封緘時の確認不足により、他の事業所宛の保険料額変更通知書が混在して送付されていることが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した保険料額変更通知書を回収し、正しい事業所に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	12事業所	なし	0
14	厚生年金適用関係届書等の管理誤り	受付時の書類管理誤り	岡山	津山	2018年 12月12日	2019年 2月19日	○事業所から問合せがあり、書類の管理不足から厚生年金適用関係の届書の登録が遅れ保険料の計算日に間に合わなかったため、保険料が過徴収及び未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。入力処理を行い、過徴収の保険料については還付し、未徴収の保険料については納付していただきました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに経過管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	4事業所	その他	2,297,185

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
15	厚生年金適用関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	福岡	福岡広域事務センター	2017年 3月31日	2019年 1月30日	<p>○担当部署で確認したところ、進捗状況の管理不足から被保険者記録の訂正請求にかかる決定通知を管轄事務所へ送付していなかったため、事業所に対して納付勧奨案内がされず、保険料が未徴収となることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。納付勧奨案内を行い、保険料の納付申出書を提出していただきました。</p> <p>●担当部署において、訂正請求事務にかかる進捗状況の管理を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	なし	0

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
16	厚生年金保険料口座振替納付申出書の誤り	確認・決定誤り	埼玉	埼玉広域事務センター	2019年 1月16日	2019年 3月1日	<p>○事業所から問合せがあり、保険料口座振替納付(変更)申出書の事業所整理記号の確認を誤り、他の事業所の事業所整理記号を記載し処理したため、他の事業所の保険料の過徴収及び本来の事業所の保険料の未徴収が判明しました。</p> <p>●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険料の還付の処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。</p> <p>●担当部署において、保険料口座振替納付(変更)申出書の事業所整理記号の確認を徹底するよう周知しました。</p>	2事業所	過徴収	1,152,158
17	厚生年金徴収関係通知書の作成誤り	通知書等の作成誤り	神奈川	横須賀	2019年 3月26日	2019年 4月1日	<p>○事業所から問合せがあり、納付書を作成する際の事業所整理記号の確認不足により、他の事業所の事業所整理記号で納付書を作成したため、納付された保険料が他の事業所の保険料として収納されていることが判明しました。</p> <p>●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、納付書を作成する際の事業所整理記号の確認を徹底するよう周知しました。</p>	2事業所	なし	0
18	厚生年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	兵庫	三宮	2019年 4月19日	2019年 4月25日	<p>○事業所から問合せがあり、委託業者における封入・封緘時の確認不足により、他の事業所宛の保険料納入告知額・領収済額通知書が混在して送付されていることが判明しました。</p> <p>●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した保険料納入告知額・領収済額通知書を回収し、正しい事業所に送付しました。</p> <p>●委託業者に対し、封入・封緘時の確認を徹底するよう指導しました。</p>	2事業所	なし	0

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
19	国民年金資格取得届の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2017年 1月30日	2019年 4月15日	○市町村から連絡があり、国民年金資格取得届を処理する際の確認不足により、処理不要としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金資格取得届を処理する際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
20	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	福岡	東福岡	2015年 4月1日	2018年 10月4日	○担当部署で確認したところ、国民年金任意加入申出書について、納付可能月数の確認が不足し、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、納付可能月数の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	33,100
21			京都	上京	2010年 9月21日	2017年 10月23日	○お客様から問合せがあり、市町村において国民年金任意加入申出書を受付する際の合算対象期間の確認が不足し、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、保険料が過徴収となっていることと、受給権発生が遅れ年金の未払いが発生していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●市町村に対し、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、年金記録と受給資格の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	その他	5,088,485
22			岡山	岡山広域事務センター	2018年 10月29日	2019年 1月11日	○担当部署で確認したところ、市町村において年金相談時の確認が不足し、任意加入を希望しているにもかかわらず、国民年金任意加入申出書を受付していなかったため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●市町村に対し、年金相談時の任意加入の意思確認を徹底するよう依頼しました。	1名	未徴収	49,020
23			石川	七尾	1978年 4月頃	2018年 8月16日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足により、国民年金強制加入期間に該当する期間を任意加入期間と登録し、65歳まで保険料を納付していたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	463,750
24			長野	長野北	1966年 4月頃	2019年 2月13日	○担当部署で確認したところ、配偶者の年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間とし、免除期間としていたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、配偶者の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	24,534
25			富山	富山	2006年 12月15日	2019年 3月22日	○担当部署で確認したところ、国民年金任意加入申出書について、納付可能月数の確認が不足し、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、保険料の過徴収及び年金の過払いが発生していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、納付可能月数の確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	16,060

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
26	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	兵庫	東灘	2006年 12月14日	2018年 1月10日	○担当部署で確認したところ、配偶者の年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間とし、免除期間としていたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、配偶者の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	5,159
27		説明誤り	兵庫	姫路	2018年 6月26日	2018年 11月26日	○お客様から問合せがあり、市町村において、海外転出の際に国民年金任意加入の案内をせず、強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対し、海外転出者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
28			北海道	札幌東	2014年 6月23日	2018年 9月21日		1名	なし	0
29	国民年金資格記録の誤り	確認・決定誤り	沖縄	那覇	2007年 8月31日	2017年 11月16日	○担当部署で確認したところ、年金記録の訂正処理を行う際の確認が不足し、誤って免除期間を未納期間としたため、年金の未払いが発生していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	82,907
30			東京	墨田	2018年 6月頃	2018年 6月29日	○担当部署で確認したところ、厚生年金加入中のお客様の過去の未加入期間の国民年金加入処理を行った際、年金記録の確認不足により、資格喪失年月日を入力しなかったため、現在の厚生年金加入中期間についても納付書が送付されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金資格喪失処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
31		記録訂正誤り	東京	墨田	2016年 4月20日	2017年 11月15日	○お客様から問合せがあり、国民年金第3号被保険者該当届を受理する際の本人確認が不足し、別人の基礎年金番号により届書を受付し処理していたため、保険料が誤還付となっていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、届書受付時の本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	誤還付	15,590
32			奈良	大和高田	2018年 8月頃	2019年 1月25日	○お客様から問合せがあり、市町村において国民年金資格取得届を受理する際の本人確認が不足し、別人の基礎年金番号により届書を受付し処理していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対し、届書受付時の本人確認を徹底するよう依頼しました。	2名	なし	0
33	国民年金種別変更届の誤り	確認・決定誤り	神奈川	厚木	2008年 8月13日	2017年 8月10日	○市町村から連絡があり、国民年金被保険者種別変更届を処理する際確認不足により、処理不要としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金被保険者種別変更届を処理する際確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
34	国民年金被保険者住所変更届の誤り	確認・決定誤り	静岡	掛川	2019年 1月23日	2019年 4月3日	○お客様から問合せがあり、市町村において機構への住所変更の報告をする際の本人確認が不足し、別人の住所を記載し報告したため、誤った住所を登録していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対して、住所変更時の本人確認を徹底するよう依頼しました。	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
35	国民年金被保険者住所変更届の誤り	確認・決定誤り	静岡	清水	2017年 9月頃	2018年 5月15日	<p>○お客様から問合せがあり、市町村においてお客様の年金加入状況の確認不足から、転入者の機構への住所変更の報告を不要と判断したため、納付書が届かず、前納による納付が行えなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。住所変更処理を行い、前納金額との差額について還付の処理を行いました。</p> <p>●市町村に対し、住所変更の際の機構への報告を徹底するよう依頼しました。</p>	1名	過徴収	670
36		入力誤り	東京	東京広域 事務センター	2012年 4月9日	2018年 10月17日	<p>○年金事務所から連絡があり、委託業者において住所変更処理をする際の入力を誤ったため、納付書が届かなかったことにより、保険料の未徴収が発生し、時効によりお支払いできなくなった期間を後納保険料としてお支払いいただいたため、保険料の過徴収が発生していることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付し、過徴収の保険料について還付しました。</p> <p>●委託業者に対し、住所変更の入力の際のダブルチェックを徹底するよう指導しました。</p>	1名	その他	93,970
37	国民年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	千葉	松戸	2018年 12月12日	2018年 12月17日	<p>○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他のお客様の年金手帳を誤って送付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した年金手帳を回収し、正しい送付先に送付しました。</p> <p>●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。</p>	2名	なし	0

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
38	国民年金保険料追納 申込書の誤り	確認・決定誤り	大阪	吹田	2017年 4月7日	2018年 4月26日	○事務センターから連絡があり、追納可能期間の確認が不足し、納付書が発送されていない期間があったため、古い期間からの納付とならず、過徴収が発生していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付し、正しい追納納付書を送付しました。 ●担当部署において、追納可能期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	30,200
39			岩手	二戸	2018年 6月5日	2019年 4月3日		1名	過徴収	195,120
40	国民年金保険特例追納 の誤り	説明誤り	東京	江戸川	2016年 4月6日	2018年 2月20日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料特例追納申込書を受付する際に、納付可能月数の案内を漏らしたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付しました。 ●担当部署において、追納する際の納付可能月数の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	過徴収	46,530
41			広島	広島東	2017年 8月22日	2018年 3月14日		1名	未徴収	30,080
42	国民年金後納保険料 納付申出書の誤り	確認・決定誤り	滋賀	草津	2018年 9月19日	2018年 11月6日	○事務センターから連絡があり、後納可能期間の確認不足により、納付書が送付されていない期間があったため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、後納保険料納付申出時の納付可能期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	15,580
43	国民年金保険料免除・ 納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	岡山	倉敷東	2018年 12月26日	2019年 2月22日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書について、市町村より提供された所得情報に誤りがあり、正しい免除審査を行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい所得情報で再度審査を行いました。 ●市町村に対して、正しい所得情報を提供するよう依頼しました。	1名	なし	0
44			徳島	徳島南	2018年 9月頃	2019年 1月16日		12名	なし	0
45			大阪	枚方	2017年 11月14日	2018年 7月12日		1名	なし	0
46		説明誤り	大阪	枚方	2018年 8月6日	2018年 10月12日	○市町村から連絡があり、市町村において国民年金保険料免除・納付猶予申請書の受付時に、免除区分についての説明を漏らしたことにより、お客様の意思と異なる免除区分で処理を行っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対し、受付時の制度説明を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
47	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	沖縄	名護	2003年7月頃	2016年8月24日	○お客様から問合せがあり、免除要件の確認不足により、法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除として処理されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
48	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	入力誤り	東京	板橋	2013年6月19日	2014年4月28日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替処理の際の処理手順の確認が不足し、誤って口座振替情報を取消したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替処理時の処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	179,160
49		説明誤り	本部	システム運用部	2018年3月頃	2018年4月13日	○事務センターから連絡があり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の入力する際の入力方法の説明を誤ったため、事務センターにおいて正しい処理が行われず、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理方法の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	7名	未徴収	2,087,800
50	国民年金保険料クレジット納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	東京	江戸川	2018年9月14日	2018年10月3日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料クレジット納付(変更)申出書について、入力締切日の確認が不足し、締切日後に処理を行っていたため、クレジットカードによる納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、国民年金保険料クレジット納付(変更)申出書の処理時のスケジュールの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	99,620
51		入力誤り	東京	江戸川	2019年3月14日	2019年3月25日	○担当部署で確認したところ、クレジットカード納付申出書を入力する際に、基礎年金番号の入力を誤ったため、クレジットカードによる納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	193,420
52	国民年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	宮城	古川	2018年4月13日	2019年2月1日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料の延滞金納付書を作成する際の確認が不足し、延滞金をすでに納付しているにもかかわらず、延滞金納付書を送付していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、延滞金納付書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
53		説明誤り	神奈川	港北	1986年10月9日	2018年11月22日	○お客様から問合せがあり、市町村において年金相談時に国民年金保険料の納付及び免除の案内が漏れたため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●市町村に対し、年金相談時に必要な案内を徹底するよう依頼しました。	1名	未徴収	167,020
54	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	岩手	一関	2018年10月26日	2019年3月11日	○お客様から問合せがあり、市町村において書類の進捗管理が不足し、国民年金保険料学生納付特例申請書の機構への提出が遅れ、処理されていないことが判明しました。 ●市町村担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●市町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
55	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	東京	世田谷	2005年 8月29日	2011年 7月28日	○担当部署で届書の進捗を確認していたところ、国民年金保険料免除申請書等を処理せずに保管していたことが判明しました。 ●処理を行ったうえで、お客様にお詫びの文書を送付することとしました。 ●担当部署において、進捗管理を徹底するように周知しました。	112名	なし	0
56			埼玉	所沢	2007年 6月6日	2014年 3月5日		32名	なし	0

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
57	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	福岡	東福岡	1984年 2月頃	2016年 9月27日	○機構本部から連絡があり、通算対象期間の確認不足から、通算老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の通算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	474,046
58			兵庫	西宮	2003年 7月25日	2018年 4月5日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、受給権発生年月日を誤り老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,959,986
59			岩手	花巻	1978年 10月12日	2017年 6月22日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、受給権発生年月日を誤り加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金を決定したため、年金が未払いになっていること及び保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金をお支払いし、過徴収の保険料は還付の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	316,327
60			東京	上野	2004年 5月頃	2018年 8月27日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の一部に不備があったことから、老齢年金の退職改定処理が行われなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	300,076
61	老齢年金の共済組合期間の誤り	入力誤り	福岡	福岡広域 事務センター	2018年 10月4日	2018年 10月30日	○年金事務所から連絡があり、年金請求書の記載内容の確認不足から、委託業者が老齢年金決定時に受付年月日の入力を誤ったため、支払対象期間の一部が時効消滅となり年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	262,531
62		説明誤り	埼玉	浦和	2010年 9月1日	2018年 7月18日	○年金相談時の記録確認により、過去の年金相談の際に合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしているにもかかわらず年金請求の案内をしていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	579,024
63		確認・決定誤り	広島	広島西	2003年 9月4日	2017年 9月1日	○遺族年金請求時の記録確認により、旧農林共済組合期間の確認不足から、厚生年金被保険者期間とすべき旧農林共済組合期間があるにもかかわらず老齢厚生年金を決定しなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、旧農林共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	593,238

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
64	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	富山	富山	1991年 4月25日	2018年 9月13日	○事務センターから連絡があり、共済組合期間の確認不足から、老齢年金決定時に共済組合期間の登録を誤り老齢基礎年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	48,879
65	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域事務所	2018年 9月10日	2018年 10月18日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足から、老齢厚生年金の計算に含めるべき厚生年金期間を共済組合期間と誤認し老齢厚生年金の計算に含めずに年金を決定したため、誤った決定に基づいた年金証書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金証書を回収した上で訂正処理を行い、正しい年金証書をお客様に送付しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
66			大阪	堺西	1999年 10月28日	2018年 2月6日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足から、厚生年金被保険者期間があるにもかかわらず老齢厚生年金を決定せず、老齢基礎年金のみを決定したため、老齢厚生年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢厚生年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	10,468,283
67			新潟	三条	1995年 7月23日	2018年 2月19日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、老齢厚生年金決定時に一部の被保険者期間の登録を漏らしたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	568,417
68			埼玉	埼玉広域事務所	2008年 3月13日	2016年 3月30日	○年金事務所から連絡があり、年金記録の確認不足から、特別一時金を支給済みのため特別一時金の計算の対象となった国民年金被保険者期間については、老齢基礎年金の計算時に除外すべきところ、老齢基礎年金の計算時に含めて決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	486,437
69			岡山	岡山西	2010年 1月18日	2018年 9月28日	○担当部署において確認したところ、年金記録の一部に不備があったことなどにより、老齢厚生年金の決定時に厚生年金期間が正しく収録されなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	15,599
70	老齢年金の繰下げの誤り	確認・決定誤り	高知	南国	2018年 12月27日	2019年 2月13日	○お客様から問合せがあり、老齢年金の繰下げ請求書の受付日の確認不足から、繰下げ請求書を66歳4か月で受付したにもかかわらず、66歳到達月での受付として繰下げ支給の年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、繰下げ支給の老齢年金を決定する際は、受付日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	338,051

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
71	老齢年金の繰下げの誤り	確認・決定誤り	大阪	東大阪	2018年 2月頃	2018年 4月5日	○機構本部から連絡があり、年金の繰下げ意思の確認不足から、老齢基礎年金の繰下げ請求を希望している方に対し、65歳支給の老齢基礎年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時には繰下げ希望の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	110,130
72		入力誤り	香川	高松広域 事務センター	2018年 12月17日	2019年 2月13日	○お客様から問合せがあり、入力項目の確認不足から、委託業者が年金請求書の処理時に繰下げ請求年月日の入力を誤り老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	過払い	268,695
73			愛知	名古屋広域 事務センター	2018年 3月22日	2018年 6月28日	○お客様から問合せがあり、入力項目の確認不足から、繰下げ待機を希望しているにもかかわらず、特別支給の老齢厚生年金の請求書の処理時に繰下げ待機の入力を漏らし、特別支給の老齢厚生年金だけでなく65歳から支給の年金も決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、届書の入力を行う際は、入力項目の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過払い	77,295
74		説明誤り	岡山	岡山西	2018年 11月22日	2018年 12月20日	○お客様から問合せがあり、老齢年金の繰下げ請求は70歳時点でしか行うことができないと誤って説明したことから、繰下げ請求を希望しているお客様が繰下げ請求をやめ65歳支給の老齢年金請求を行ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、繰下げ制度について再確認しました。	1名	過払い	2,138,618
75	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	愛知	一宮	2008年 10月9日	2018年 9月20日	○お客様から問合せがあり、遺族厚生年金決定時の確認不足から、年金決定後に誤って保留の処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の事務処理手順を再確認しました。	1名	未払い	1,364,018
76			石川	金沢広域 事務センター	2016年 2月4日	2018年 10月22日	○共済組合から連絡があり、年金記録の確認不足から、本来共済組合が支給する年金に加算すべき寡婦加算を遺族厚生年金に誤って加算したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,705,530
77			徳島	徳島南	2018年 12月21日	2019年 2月19日	○機構本部から連絡があり、死亡年月日の確認不足から、遺族年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金に未払い又は過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時には受給権発生年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
78	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	大阪	八尾	2019年 1月21日	2019年 2月8日	○担当部署において確認したところ、死亡年月日の確認不足から、遺族年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金に未払い又は過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時には受給権発生年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
79	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	本部	障害年金センター	2018年 11月8日	2019年 3月7日	○担当部署において確認したところ、障害年金の審査時の確認不足から、診断書の記載内容とは異なる障害状態を示す診断書コードを登録し障害年金を決定したため、誤った決定に基づいた年金証書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金証書を送付しました。 ●担当部署において、審査時や入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
80		説明誤り	茨城	土浦	2019年 3月14日	2019年 4月11日	○年金相談時の記録確認により、納付要件の確認不足から、本来請求できない障害年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害年金の相談の際には、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
81			北海道	札幌西	2019年 4月1日	2019年 4月15日	○他の年金事務所から連絡があり、年金相談センターにおいて、納付要件の確認不足から、本来請求できない障害年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害年金の相談の際には、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
82	加給年金の誤り	説明誤り	福島	平	2017年 4月1日	2018年 11月6日	○年金相談時の記録確認により、コールセンターにおける年金相談時の確認不足から、加給年金を支給停止するために必要な加給年金額支給停止事由該当届の提出を案内しなかったため、加給年金の支給が停止とならず年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●コールセンターの委託業者に対し、加給年金停止のために必要な手続きについて再確認するよう指導しました。	1名	過払い	617,177
83	年金選択の誤り	確認・決定誤り	神奈川	横浜南	2017年 6月6日	2017年 12月5日	○お客様から問合せがあり、厚生年金基金の支給状況の確認不足から、厚生年金基金を受給していることを考慮しないで年金選択申請書を受付し、お客様の意向と異なる選択処理を行ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、厚生年金基金を受給している場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	328,077
84			神奈川	横浜南	2017年 6月20日	2017年 11月9日	○年金相談時の記録確認により、厚生年金基金を受給している場合の年金選択の取扱いを誤り、お客様に不利となる年金選択を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、厚生年金基金を受給している場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,937,425

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
85	年金選択の誤り	確認・決定誤り	本部	中央年金センター	2006年 7月25日	2018年 7月13日	○年金事務所から連絡があり、年金選択処理時の確認不足から、旧国民年金法の障害年金と遺族厚生年金を受給する場合、遺族厚生年金の寡婦加算については支給停止となるにもかかわらず支給停止する処理を行わなかったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、障害年金と遺族厚生年金を併給する場合は寡婦加算の停止もれが生じないように周知しました。	1名	過払い	2,925,780
86			本部	年金給付部	1988年 9月20日	2019年 3月7日	○担当部署において確認したところ、旧船員保険法の職務上の遺族年金と老齢厚生年金・退職共済年金を受給している方の年金選択の処理を誤ったため、一部支給すべき年金が全額支給停止となり、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受給している場合の年金選択の方法について再確認しました。	1名	未払い	22,201,530
87			東京	杉並	2016年 12月21日	2017年 10月10日	○機構本部から連絡があり、お客様の申出内容の確認不足から、お客様に不利となる年金選択処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金は在職により全額支給停止中であつたため、年金の未払い又は過払いはありませんでした。 ●担当部署において、複数の年金を受給している場合の年金選択の方法について再確認しました。	1名	なし	0
88	未支給年金の誤り	入力誤り	埼玉	埼玉広域事務センター	2019年 1月31日	2019年 3月12日	○お客様から問合せがあり、入力項目の確認不足から、すでにお亡くなりになっている方の老齢年金を決定する際に、未支給年金の支払い入力処理が漏れていたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、届書の入力を行う際は、入力項目の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,021,079
89	死亡一時金の誤り	確認・決定誤り	埼玉	埼玉広域事務センター	2018年 10月24日	2018年 12月20日	○担当部署において確認したところ、死亡一時金決定時の確認不足から、過去に死亡一時金を支給済みの方に対し再度死亡一時金を支払ったため、死亡一時金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの死亡一時金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、死亡一時金決定時には支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	320,000
90	年金の振込金融機関にかかる誤り	入力誤り	香川	高松広域事務センター	2019年 1月10日	2019年 2月21日	○お客様から問合せがあり、通知書等送付先・受取機関・口座名義変更申出書の処理時に、入力項目の確認不足から年金振込先金融機関の変更の入力を漏らしたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、届書の入力を行う際は、入力項目の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	120,783

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
91	従前額保障の誤り	確認・決定誤り	本部	基幹システム開発部	2019年1月24日	2019年3月12日	○担当部署において確認したところ、作業内容の確認不足から、年金の支払い作業時に補正処理を行わなかったことから、誤って本来従前額保障の対象とならない年金について従前額保障の対象としたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、作業手順の徹底を図ることとしました。	1名	過払い	197
92	年金の支払保留処理の誤り	確認・決定誤り	京都	京都南	2019年1月21日	2019年2月26日	○お客様から問合せがあり、お亡くなりになった方の基本情報の確認不足から、死亡に伴う年金の支払保留処理を行う際、誤って他のお客様の年金の支払保留の処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、支払保留処理を行う際には対象者の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	158,539
93			宮城	古川	2001年11月9日	2018年7月17日	○機構本部から連絡があり、お亡くなりになった方の基本情報の確認不足から、死亡に伴う年金の支払保留処理を行う際、誤って他のお客様の年金の支払保留の処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、支払保留処理を行う際には対象者の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,557,656
94	在職支給停止の誤り	確認・決定誤り	滋賀	大津	2010年9月1日	2018年4月13日	○お客様から問合せがあり、70歳以上被用者不該当届の処理が行われたにもかかわらず、作業内容の確認不足から機構本部において必要となる補正処理等が行われなかったため、老齢年金の在職支給停止の解除が行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、在職支給停止を正しく行うための事務処理手順を再確認しました。	1名	未払い	14,081,022
95	記録訂正の誤り	記録訂正誤り	北海道	砂川	1994年12月27日	2018年7月27日	○他の年金事務所から連絡があり、年金記録の確認不足から、誤って他のお客様の年金記録を統合処理して年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	過払い	56,687
96	年金給付関係書類の交付誤り	誤送付・誤送信	大阪	堺西	2018年11月19日	2018年11月19日	○担当部署において確認したところ、委託社会保険労務士が、年金相談時の確認不足から他のお客様の年金見込額回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金見込額回答票を回収し、正しい年金見込額回答票を交付しました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	なし	0
97	年金給付関係書類の管理誤り	未処理・処理遅延	福岡	福岡広域事務センター	2014年7月18日	2016年6月14日	○担当部署において確認したところ、届書の進捗管理不足から、未支給年金請求書等を未処理のまま保管していたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	11名	未払い	5,769,579

(参考)「IV 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要

項番	事象	概要
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合は、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○その被扶養配偶者が、厚生年金の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合は、その間は加給年金額の加算が行われる。 ○これらについては、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、誤ったコードを入力したり、被扶養配偶者の状況変更にもかかわらずコードの切り替えを行わなかったために、加給年金額の加算が停止された結果、加給年金に未払いを生じていた。
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○戦時中に特定の海域を航行する船に乗っていた旧船員保険法の被保険者については、被保険者期間が加算(1/3倍、1倍、2倍)される。(戦時加算) ○戦時加算によって被保険者期間が加算された船員保険または厚生年金の老齢年金及びその受給者が死亡した場合の遺族年金の年金額が増額となる。 ○これらの年金決定時に、戦時加算記録の算入の漏れやその加算月数の誤りの結果、年金額に未払いを生じていた。
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○旧共済法退職年金の計算の基礎となった共済組合員期間を有する方に老齢基礎年金を決定する場合、その共済組合員期間は年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間として扱われる。(カラ期間) ○共済組合員期間が旧共済法退職年金の計算の基礎となっているかについては、お客様より提出のあった「年金加入期間確認通知書」に基づき判定を行うが、この判定に誤りがあった結果、老齢基礎年金に過払いを生じていた。
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○旧厚生年金保険法には、老齢年金の受給資格要件(240月)に足りない場合は、240月になるまで任意加入することができる制度があった。(第四種被保険者期間) ○第四種被保険者として240月になるまで厚生年金保険に任意加入し、老齢年金の受給開始後に新たな記録が判明し、記録を統合した結果、被保険者期間が240月を超えた場合は、240月を超えた第四種被保険者期間を削除することが必要となる。 ○しかしながら、記録を追加したのみで240月を超えた第四種被保険者期間を削除しないまま年金が決定された結果、老齢厚生年金に過払いを生じていた。 ○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和60年の法律改正により、大正15年4月2日以降生まれの方については、改正後の法律(新法)に基づいて年金を決定する。 ○しかしながら、昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者で国民年金または厚生年金保険の被保険者期間を有する場合は、旧法による年金を決定する必要がある。 ○旧共済法退職年金の受給権の有無の確認に漏れがあったため、旧法で年金を決定すべきに新法で決定した結果、老齢年金に未払いを生じていた。
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和61年2月から昭和63年2月にかけて順次実施された業務のオンライン化が完成する前は、老齢厚生年金の受給者が在職している間の年金の支給停止(在職老齢年金)は、受給権者の月額変更届が社会保険事務所へ提出された場合に、社会保険事務所が、支給停止割合の変更にかかる報告書を社会保険業務センターに回付することによって行っていた。 ○その回付漏れ等が原因で、誤った停止割合で年金の支給を停止した結果、老齢厚生年金の未払い・過払いを生じていた。
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合で夫に加給年金が加算されていた場合は、65歳より妻の老齢基礎年金に振替加算が加算される。 ○加給年金の加算後に離婚等により生計維持関係が消滅した場合は、その時点で加給年金の加算は終了することから、振替加算は加算されない。この場合は、夫が届出をする必要がある。 ○夫からこの届出が行われ、加給年金の加算は終了したが、その情報が妻の原簿に反映されなかったため、振替加算の加算が誤って加算された結果、振替加算の過払いを生じていた。
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○65歳時点で年金を受け取るために必要な加入期間を満たしていない場合は、65歳以降、必要な加入期間を満たすまでの間、国民年金に任意で加入することができる。 ○保険料の納付があり、その結果、必要な加入期間を満たした場合の年金受給権の発生は、必要な加入期間を満たすこととなった保険料を納付した日ではなく、必要な加入期間を満たした月の初日となる。 ○新規決定時においてシステムによるチェックが行われているが、手作業で決定したために、受給権発生年月日を誤って保険料を納付した日に設定して決定を行った結果、老齢年金に未払いを生じていた。
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和17年6月から昭和20年8月までの旧陸軍共済組合等にかかる旧令共済の組合員期間、昭和61年3月までに資格喪失した船員保険の被保険者期間は、老齢年金、遺族年金の額の計算の際に、被保険者期間に算入される。 ○この年金の決定処理の際に、算入漏れまたは算入した期間の誤りがあった結果、老齢厚生年金または遺族厚生年金に未払い・過払いを生じていた。
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○配偶者の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。 ○配偶者が複数の年金を受け取っている場合は、いずれかの年金が上記要件を満たした場合に、加給年金額の停止または停止解除が行われる。 ○これらの処理は、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、配偶者の受給状況の把握を誤り、その登録を誤ったことで加給年金の未払い・過払いを生じていた。

項番	事象	概要
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	<p>○旧三共済(JR・JT・NTT)・農林共済が厚生年金に統合された日において退職共済年金の受給権を有している者が、12月未満の厚生年金保険の被保険者期間を有している場合、統合前の旧三共済・農林共済の組合員期間が厚生年金保険の被保険者期間とみなされているため、旧三共済・農林共済の統合日をもって特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する。</p> <p>○この場合、システムの受給権発生年月日の判定をすることができないため、年金の決定時に職員が受給権発生年月日を設定して年金を決定する必要がある。</p> <p>○年金の決定時、職員の確認不足により、誤って65歳到達時を受給権発生年月日とし、年金の未払いを生じていた。</p>
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	<p>○公務員共済組合加入者が、転勤などにより異なる公務員共済組合に異動した場合は、異動先の共済組合がそれまでの共済加入記録を引き継ぐことになっている。</p> <p>○旧公共企業体(JT、JR、NTT)〔三共済〕についても同様の制度があり、三共済の事業所を退職し、他の公務員共済組合に加入した場合は、他の公務員共済組合に記録が移管され、他の公務員共済期間として管理される。</p> <p>○本来他の共済組合期間として管理されるべき三共済組合員期間等を移管した後の厚生年金保険の記録削除漏れがあったため、平成9年4月の三共済の厚生年金保険への統合において、誤って厚生年金保険の被保険者期間として管理されることとなり、当該期間を退職共済年金及び老齢厚生年金の双方の計算の基礎として年金を決定したために、その期間について二重払いとなった結果、老齢厚生年金等に過払いを生じていた。</p>
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	<p>○遺族厚生年金及び遺族共済年金の受給権がある場合には、それぞれの要件の組み合わせにより、双方を同時に受け取ることができる場合や、いずれか一方のみ受け取ることができる場合がある。</p> <p>○その際は、遺族共済年金の要件及び年金額を確認したうえで、遺族厚生年金をいずれの要件で決定するか遺族に選択いただく。</p> <p>○その際の、遺族共済年金の要件及び年金額の確認に誤りがあり、いずれか一方のみ受け取ることができる場合にもかかわらず双方を受け取っていた、双方を受け取ることができるにもかかわらず一方のみを受け取っていた結果、遺族厚生年金に未払いまたは過払いを生じていた。</p>
21	遡及決定時の届書取漏れによる加給年金の加算漏れ	<p>○昭和16年4月2日以降に生まれた方は、老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が引き上げられており、当初は報酬比例部分のみで計算されるが、定額部分の支給開始年齢を超えた時点で定額部分及び配偶者がある場合には加給年金を加えた額に改定している。</p> <p>○通常は、定額部分の支給開始年齢を迎えた時点でお客様に生計維持申立書が送付され、この提出をもって加給年金の加算を行っている。</p> <p>○しかし、定額部分の開始年齢よりあとに決定請求が行われた場合には、決定時に同時に生計維持申立書を提出していただく必要がある。</p> <p>○年金の決定時に、生計維持申立書の提出の案内を漏らしたために、加給年金額が加算されなかった結果、加給年金に未払いを生じていた。</p>
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	<p>○被保険者記録の重複期間については、厚生年金保険を優先し、国民年金の期間を削除することとなっている。</p> <p>○旧法の国民年金制度(昭和61年3月以前)については、各制度の番号(手帳記号番号)毎に年金を決定していた。</p> <p>○年金の決定時には、それぞれの手帳記号番号を確認して重複期間の有無を確認することとなっているが、手帳記号番号の申出がない等の理由で記録を確認することができなかったため、被保険者期間が重複した状態で年金を決定した結果、旧法国民年金の老齢年金等に過払いを生じていた。</p> <p>○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。</p>
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	<p>○老齢厚生年金や老齢年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定)</p> <p>○退職改定は、平成10年2月以前は受給権者お客様からの届出(受給権者資格喪失届)により行うことが省令に規定されていた。</p> <p>○この届出が行われておらず、結果として退職改定が行われていないため、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢厚生年金等に未払いが生じていた。</p>
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	<p>○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。</p> <p>○その配偶者が、厚生年金保険の期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。</p> <p>○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。</p> <p>○そのため、配偶者が受け取っている年金の種類及び支給状態を確認してコード化して入力することで、加給年金の加算の処理を自動的にしている。</p> <p>○この確認を誤り、誤ったコードを入力したために、加給年金額の加算が停止されなかった結果、加給年金に過払いを生じていた。</p>
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	<p>○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合であっても夫に加給年金が加算されていない場合は、妻の老齢基礎年金に振替加算は加算されない。</p> <p>○妻が65歳で初めて老齢基礎年金を受け取る場合は、夫の加給年金の状況を調査の上配偶者状態の登録を行う必要がある。</p> <p>○夫が共済の場合に加給年金の確認を誤り、その登録を誤ったことにより、振替加算に過払いを生じていた。</p>
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	<p>○旧厚生年金保険法においては、原則として、厚生年金保険の被保険者期間が240月未満の者には通算老齢年金が、240月以上の者には老齢年金が支給される。</p> <p>○通算老齢年金の受給権者に、新たな厚生年金保険の被保険者期間が判明し、その結果、厚生年金保険の被保険者期間が240月を超えた場合、老齢年金の要件に該当するため、老齢年金の請求手続きを案内したうえで、通算老齢年金の決定取消を行い、老齢年金を決定(決定替え)する必要がある。</p> <p>○追加された期間を元に、誤って通算老齢年金の年金額の再計算を行い、老齢年金への決定替えを行わなかったために、未払いを生じていた。</p>
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	<p>○老齢基礎年金の決定後に国民年金保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の決定時に遡って年金額が変更される。</p> <p>○この場合は、機構において年金額の訂正処理を行う必要があるが、この処理が漏れたために老齢基礎年金の額が訂正されなかった結果、老齢基礎年金に未払いを生じていた。</p>
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	<p>○老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定)</p> <p>○昭和60年の法律改正により、昭和61年4月1日時点で65歳以上の被保険者については、昭和61年4月1日をもって厚生年金保険の被保険者資格を喪失することとされた。</p> <p>○この資格喪失に伴う退職改定は、受給者の届出によらずに旧社会保険庁において行うこととしていたが、一部の方についてこの処理が行われなかったことで、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢年金の未払いが生じていた。</p>

項番	事象	概要
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	<p>○複数の年金受給権を有する場合には、原則としてお客様の選択により、いずれか一方の年金を受給することとなる。</p> <p>○この選択は、お客様より「選択申出書」を提出いただくことで行っていた。</p> <p>○年金の決定時においては、選択申出書の提出があるまでの間は、一方の年金の支払を保留しているが、選択申出書の提出について案内が漏れたことで選択申出書の提出がなかったために、支払の保留が解除されず、一時的に年金の未払いを生じていた。</p>
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	<p>○妻が65歳に到達した時点で、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月未満等により加給年金が支給されていない場合であっても、その後、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上等となり、加給年金の支給要件を満たした場合は、届出により振替加算が加算される。</p> <p>○項番28にかかる対象者の特定作業において、振替加算の加算の適否のみならず加算の開始時期の適否についてもチェックを行った結果、振替加算の開始時期を誤り未払いがある本件の事象が判明した。</p> <p>○夫が繰下げをして受給開始を遅らせている間に加給年金の支給要件を満たし、妻から「老齢基礎年金加算開始事由該当届」の提出を受けたが、その処理において振替加算の開始年月日を夫が加給年金の支給要件を満たした時点とすべきところを誤って受付日や夫の繰下げ支給開始年月日で入力処理を行ったため、振替加算の未払いを生じていた。</p>
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	<p>○既に解散している旧農林共済の受給者については、平成24年3月まで、旧農林共済が年金原簿の管理及び年金給付業務を行っていた。</p> <p>○「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」の点検作業において、既に解散している旧農林共済の平成24年3月までに死亡されている方の記録についても点検した結果、振替加算の未払いを生じていた。</p>

※夫と妻が逆の場合も同様です。